特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	健康増進関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、健康増進法関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	健康増進関係事務では、事務の一部を外部の機関に委託している。委託先に対しては、契約締結時において、個人情報の保護及び取り扱い事項等を遵守するよう指導している。

評価実施機関名

長崎県平戸市長

公表日

令和7年1月29日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法の規定に則り、検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析をする。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④生活保護受給者に対する健康診査 ⑤がん検診
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名
検診対象者ファイル 検診履歴情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条（利用範囲）第1項及び第3項　別表第一の76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令　第54条（健康増進事業関係）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠法令 ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第50条（健康増進法関係） ■情報提供の根拠法令 ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第50条（健康増進法関係）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部健康ほけん課
②所属長の役職名	健康ほけん課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町1508番地3　市民生活部健康ほけん課　TEL0950-22-9125

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町1508番地3　総務部総務課　TEL0950-22-9100

9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した	
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康増進関係事務の実務においては、個人番号入力などの作業は無く、システムの連携のみであるため。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、実績などの状況を確認し、当該事業所において行政機関等と同等の安全管理措置が講じることが出来ると判断し、また、契約書に特定個人情報の記載をしているため　「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長名	事務長　塚本　眞実	事務長　尾崎　利美	事後	
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策			事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	5①部署	市民福祉部保健センター	市民生活部健康ほけん課	事前	組織再編に伴う変更のため
令和1年6月26日	5②所属長の役職名	事務長　尾崎　利美	課長	事後	様式変更に伴うもの
令和3年3月26日	7請求先	〒859-4807　長崎県平戸市田平町里免90番地 市民福祉部　保健センター TEL　(0950)-57-0977	〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町1508番地3 市民生活部健康ほけん課 TEL　0950-22-4111	事後	組織再編に伴う変更のため
令和2年9月1日	7請求先	22-4111	22-9125	事後	電話番号の変更によるもの
令和2年9月1日	8請求先	22-4111	22-9100	事後	電話番号の変更によるもの
令和4年2月1日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一　76の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第54条	番号法第9条(利用範囲)第1項及び第3項　別表第一の76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令　第54条(健康増進事業関係)	事前	追加
令和4年2月1日	4.①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月1日	4.②法令上の根拠		■情報照会の根拠法令 ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令　第50条(健康増進法関係) ■情報提供の根拠法令 ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	事前	
令和4年3月11日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年2月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和7年1月29日	8. 人手を介在させる作業			事後	様式変更に伴うもの
令和7年1月29日	11.最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式変更に伴うもの